

足立区ISO認証取得助成金のご案内

助成金の対象者	次のすべてに該当すること ・ 足立区内に本社もしくは認証を取得した事業所がある中小企業 ・ 過去にISOの同一のシリーズで、本助成金を受けていないこと ・ 同一の内容で他の公的助成を受けていないこと	
助成対象事業 【ISO認証取得後に申請ができます】	① ISO9001（品質管理基準）の認証取得に関すること ② ISO14001（環境管理基準）の認証取得に関すること ③ ISO27001（情報セキュリティ管理基準）の認証取得に関すること ④ ISO13485（医療機器管理基準）の認証取得に関すること ⑤ ISO50001（エネルギー管理基準）の認証取得に関すること ⑥ ISO22000（食品安全管理基準）の認証取得に関すること ※同一シリーズ内の規格更新は対象外	
助成対象経費 ※すべての助成対象経費について振込手数料および交通費は対象外	内部監査員養成研修等に要した経費	専門研修機関が開催する研修に社員を派遣し、研修を受講させた際の受講料。
	コンサルタントの指導等に係る経費	コンサルタントによる企業内での導入教育、推進計画作成、環境調査、品質管理、環境管理マニュアルの整備等のための指導に係る経費。
	認証のための審査及び登録に係る経費	申請料、書類審査、予備審査・本審査等の各審査費用、登録証発行料、登録維持料（初年度分）
助成金額	助成対象経費の半額で、上限50万円 （千円未満切捨て）	
	※ 申請は先着順で受付け、予算額に達し次第終了。 ※ コンサルタントなどによる代行申請は受け付けておりません	
申請できる期間	ISO認証取得日から1年以内	
必要書類・持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定申請書【様式第1号（第5条関係）】 ※法人の場合は、「代表の役職名＋記名」「押印」してください。法人以外でも、本人（個人事業主）が手書きしない場合は、「記名」「押印」してください。 ・ 認証登録証（<u>原本及び原本の写し</u>） ・ 助成対象経費の支払いが証明できる書類（<u>原本及び原本の写し</u>） （領収書、利用金融機関が発行する証明書類、通帳〈該当ページと表紙〉など） ・ 助成対象経費の明細がわかる書類（<u>原本及び原本の写し</u>） （見積書、請求書など） ・ 登記事項証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）（<u>原本及び原本の写し</u>） （個人事業主の場合は、開業届けもしくは直近の確定申告書の原本及び原本の写し） ※写しをいただければ原本は返却します ・ 代表者印（シャチハタ印不可） 	
問合せ・申請先	足立区産業振興課ものづくり振興係 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 南館4階 TEL03-3880-5869 FAX03-3880-5605 ※窓口での提出のみ受付いたします。（郵送不可） 受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く）	

（参考）中小企業基本法第2条に規定する中小企業の定義

業 種	従業員の規模	資本金の規模
製造業・建設業・運輸業・その他	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5000万円以下
小売業	50人以下	5000万円以下